

別掲1 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、同法第60条第1項に規定する基本指針に即して、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）を次のとおり定めます。

1 区域の設定

子ども・子育て支援に係る教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となるものであり、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度の実施主体である各市町村を1区域とし、県内を44区域とします。

2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設の利用定員の設定時等において、市町村の区域を超えた調整が必要な場合には、関係市町村間で協議することを基本としますが、協議が整わない場合には、当該市町村からの求めにより、県が協議に参加し、調整を行います。

また、必要に応じて「待機児童対策協議会」を開催し、県と市町村間の情報共有や連携体制の構築・強化に努めます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び県が設定する区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方を記載します。

※ 具体的な数値については、別表1（P.75）のとおりです。

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における区域ごとの教育・保育の量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計して定めます。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の提供体制の確保についても、量の見込みと同様に、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計したものを基本として、さらに、2の広域調整を考慮して定めます。

数値の設定に際しては、待機児童の解消と解消状態の維持を目標に市町村と協議して定めます。また、保護者の就労状況をはじめとした、多様なニーズに対応した教育・保育の提供がなされるよう、市町村に助言してまいります。

【認定区分について】

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の設定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用先が決まります。

・ 1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、2号認定以外の場合

利用先 幼稚園、認定こども園

・ 2号認定：満3歳以上・保育認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園

・ 3号認定：満3歳未満・保育認定

満3歳未満の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

【教育・保育施設及び地域型保育事業について】

	施設・事業	対象年齢	概要
教育・保育施設	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
	認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育事業	小規模保育事業	原則 0～2歳	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ・ A型：保育所分園に近い類型 ・ B型：中間型 ・ C型：家庭的保育に近い類型
	家庭的保育事業	0～2歳	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育事業		事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業		保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

4 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

認定こども園及び保育所の認可・認定並びに幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に関する考え方は次のとおりです。

(1) 認定こども園及び保育所についての考え方

県は、認可・認定の申請をした事業者が適格性及び認可・認定基準を満たす場合は、原則として認可・認定します。

ただし、県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が、県計画で定める量

の見込みに既に達しているか、または認可・認定することによってこれを超えることになる
と認める場合は、市町村と協議の上、需給調整を行うことができることとします。

(2) 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行についての考え方

認定こども園への移行にあたっては、県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が、県計画で定める量の見込みに既に達しているか、または認可・認定することによってこれを超えることになる
と認める場合であっても、認可・認定基準を満たす限り、市町村の意見等を踏まえた上で、原則として認可・認定を行います。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

教育・保育を一体的に提供できる認定こども園の設置について、次のとおり推進します。

(1) 区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県内における目標設置数については、市町村の計画に基づき、設定します。

※ 具体的な数値については、別表2（P.81）のとおりです。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

○ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

現に存する幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を支援するため、認定こども園の特性等を含めた制度の理解を深めるための機会を積極的に設けるとともに、幼稚園教諭、保育士の合同研修等の開催及び幼稚園教諭、保育士の免許併有に向けた支援等を行ってまいります。

○ 認定こども園普及に係る基本的な考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることで一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進していきます。

なお、その中でも学校及び児童福祉施設としての法的な性格を併せ持つ幼保連携型認定こども園については、幼稚園型認定こども園等他の類型からの移行促進についても支援していきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるとともに、個人差も大きいことを踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育を、すべての未就学児童に対して提供できる体制を確保します。

県では、保護者やこどもの状況に応じて、必要な幼児教育・保育施設や地域型保育事業、地

域子ども・子育て支援事業を利用することができるよう、市町村と連携して計画的な体制整備を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子ども・子育て支援として中核的な役割を担う教育・保育施設と小学校の連携を図る機会を設けます。

また、教育・保育施設が相互に連携を図る横の連携や、原則、満3歳未満の時期を過ごす地域型保育事業を行う者との連携についても、市町村と連携を図り積極的に関与してまいります。

6 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の運営状況や監査状況等について情報共有を図るとともに、立入調査への同行など、市町村と連携して取り組みます。

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労の有無にかかわらず、未就園児にも保育所等の利用を可能にすることにより、子どもに家族以外の人と関わる機会を提供し発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消を図るため、市町村と連携して「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の計画的な体制整備を推進します。

8 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

地域のニーズに応じた幼児教育・保育及び子育て支援を提供するため、施設整備等による量的な拡大と併せて、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の幼児教育・保育に従事する人材について、関係機関と連携して、計画的な人材確保を図るとともに、資質の向上に取り組みます。

また、小規模保育、家庭的保育、乳児等通園支援、一時預かり、地域子育て支援拠点等に必要な「子育て支援員」についても、計画的な人材確保に取り組みます。

(1) 人材の必要見込み数

幼児教育・保育に従事する人材（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）について、市町村からの報告に基づいて、必要となる見込み人数を算出し、計画的な人材確保に取り組みます。

【必要見込み人数】

従事する施設	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
保育所、認定こども園等 ※1	11,648	11,751	11,793	11,793	11,793
幼稚園等 ※2	1,923	1,897	1,865	1,850	1,835

※ 1 保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く）、地域型保育事業

※ 2 幼稚園、幼稚園型認定こども園

(2) 幼児教育・保育人材の確保及び資質の向上

こどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培い、心身ともに健やかな育成を支えるためには、幼児教育・保育人材を確保し、資質を向上させることが重要です。

このため、保育士養成施設に在籍する学生への就職支援や潜在保育士への復職支援を実施するほか、資質を向上させるための各種研修の実施、処遇改善やＩＣＴ化等による勤務環境の改善など、総合的な人材確保対策に取り組めます。

(3) 保育教諭についての特例制度の周知

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、大学等と連携して、幼保連携型認定こども園に必要とされる幼稚園教諭と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

※ **保育教諭についての特例制度**

保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要となりますが、特例措置として、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件を緩和する措置等が設けられています。

9 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

家庭で適切な養育を受けることのできないこどもや、ひとり親家庭のこども、障害のあるこども等に対し支援を実施できるよう、専門的な支援体制等を整備します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

「茨城県子どもを虐待から守る基本計画」による

(2) 社会的養育の充実・強化

「茨城県社会的養育推進計画」による

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「茨城県ひとり親家庭等自立促進計画」による

(4) 障害児施策の充実等

「第3期新しいばらき障害者プラン」による

10 地域子ども・子育て支援事業について

市町村は、地域の実情に応じて、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、別紙（P.73）のとおりに「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

11 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者や保育士等の意思決定の支援を図るため、県は、教育・保育等に関する情報の公表を求め、その内容について公表します。

なお、公表する主な内容については、次のとおりです。

分 類			主な事項
教育・ 保育情報	基本情報	法人	・ 名称、所在地等
		施設	・ 施設の類型（幼稚園、保育所、認定こども園等） ・ 名称、所在地等 ・ 施設整備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・ 職員の状況（職員数等） ・ 職員一人当たりのこども数 ・ 利用定員、学級数、在籍こども数 ・ 開所時間等 など
	運営情報		・ 施設・事業の運営方針 ・ 教育・保育の内容・特徴 ・ 選考基準 ・ 給食の実施状況 ・ 相談・苦情等の対応のための取組状況 ・ 自己評価等の結果 ・ 事故発生時の対応 など
経営情報	経営情報※		・ モデル給与 ・ 人件費比率 ・ 職員配置状況 など

※ 経営情報の公表は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が対象となります。

別紙

事業名		概要
①	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う事業です。
②	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
③	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加費用等を助成する事業です。
④	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援や、認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ支援に必要な費用の一部を補助するほか、多様な集団活動を利用する際の利用料の一部を給付する事業です。
⑤	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です。
⑦	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業です。
⑧	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業です。
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化及びネットワーク関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。
	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習支援や食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行う事業です。
	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱える保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
⑨	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
⑩	一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。

事業名		概要
⑪	病児保育事業	こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業です。
⑫	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑬	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑭	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。
⑮	乳児等通園支援事業※ (こども誰でも通園制度)	0歳6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に幼稚園や保育所等を利用できる事業です。

※ 乳児等通園支援事業は、2025（令和7）年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施し、2026（令和8）年度からは「乳児等のための支援給付」として実施されます。

別掲 1

(別表1)

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

用語解説等

【認定区分について】（再掲）

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の設定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用先が決まります。

- ・ 1号認定：教育標準時間認定
満3歳以上の小学校就学前のこどもで、2号認定以外の場合
【利用先】 幼稚園、認定こども園
- ・ 2号認定：満3歳以上・保育認定
満3歳以上の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合
【利用先】 保育所、認定こども園
- ・ 3号認定：満3歳未満・保育認定
満3歳未満の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合
【利用先】 保育所、認定こども園、地域型保育事業

【表の見方】

- ・ ①量の見込み（需要量）：保育所等の需要量をこどもの数で表示
- ・ ②確保方策（供給量）：提供可能な供給量（保育所等の受け皿）を定員数で表示
- ・ 過不足（②－①）：需要量と供給量の差を表示（▲は不足量を示す）

※ 市町村からの報告に基づき作成（令和7年2月末時点の数値）

(1) 県全域

（単位：人）

年度	2025(R7)年度					2026(R8)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）	16,035	36,094	5,665	9,560	10,995	15,230	35,081	5,661	9,734	10,865
②確保方策（供給量）	27,383	39,489	6,312	10,554	12,085	27,063	39,576	6,366	10,691	12,167
過不足（②－①）	11,348	3,395	647	994	1,090	11,833	4,495	705	957	1,302

年度	2027(R9)年度					2028(R10)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）	14,587	34,165	5,639	9,721	10,986	14,023	33,497	5,605	9,694	10,932
②確保方策（供給量）	26,752	39,542	6,392	10,739	12,252	26,650	39,332	6,403	10,792	12,334
過不足（②－①）	12,165	5,377	753	1,018	1,266	12,627	5,835	798	1,098	1,402

年度	2029(R11)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）	13,710	33,226	5,550	9,645	10,890
②確保方策（供給量）	26,597	39,265	6,409	10,802	12,342
過不足（②－①）	12,887	6,039	859	1,157	1,452

(2) 各区域(各市町村)別

(単位:人)

	2025 (R7) 年度						2026 (R8) 年度						2027 (R9) 年度						2028 (R10) 年度						2029 (R11) 年度						
	1号	2号	3号			1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	
水戸市	①量の見込み	1,672	3,770	631	1,019	1,193	1,585	3,676	665	1,013	1,183	1,510	3,603	690	1,066	1,173	1,448	3,554	706	1,108	1,235	1,424	3,596	725	1,135	1,284	1,424	3,596	725	1,135	1,284
	②確保方策	2,778	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,817	742	1,136	1,284	2,708	3,817	742	1,136	1,284	2,708	3,817	742	1,136	1,284
	過不足(②-①)	1,106	152	111	82	21	1,123	246	77	88	31	1,198	319	52	35	41	1,260	263	36	28	49	1,284	221	17	1	0	1,284	221	17	1	0
	①量の見込み	833	1,650	264	412	496	740	1,662	257	424	463	636	1,589	251	413	475	555	1,539	244	401	459	477	1,455	238	389	439	477	1,455	238	389	439
日立市	②確保方策	1,578	1,611	267	420	448	1,528	1,638	269	430	463	1,478	1,638	271	440	476	1,428	1,638	273	450	489	1,378	1,638	275	450	489	1,378	1,638	275	450	489
	過不足(②-①)	745	▲ 39	3	8	▲ 48	788	▲ 24	12	6	0	842	49	20	27	1	873	99	29	49	30	901	183	37	61	50	901	183	37	61	50
	①量の見込み	603	1,622	240	409	501	587	1,583	239	423	498	582	1,551	240	417	500	575	1,529	238	415	495	573	1,510	236	414	494	573	1,510	236	414	494
	②確保方策	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532
土浦市	過不足(②-①)	961	70	18	53	31	977	109	19	39	34	982	141	18	45	32	989	163	20	47	37	991	182	22	48	38	991	182	22	48	38
	①量の見込み	1,003	1,569	295	441	507	937	1,496	294	441	507	921	1,503	293	436	508	905	1,510	292	434	498	882	1,503	291	432	495	882	1,503	291	432	495
	②確保方策	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533
	過不足(②-①)	389	78	15	23	26	455	151	16	23	26	471	144	17	28	25	487	137	18	30	35	510	144	19	32	38	510	144	19	32	38
石岡市	①量の見込み	258	840	98	183	241	238	780	103	193	220	225	740	107	201	232	220	728	111	207	241	216	718	115	213	248	216	718	115	213	248
	②確保方策	380	985	142	236	298	350	915	149	248	272	331	868	155	259	287	324	854	161	266	298	318	842	167	274	307	318	842	167	274	307
	過不足(②-①)	122	145	44	53	57	112	135	46	55	52	106	128	48	58	55	104	126	50	59	57	102	124	52	61	59	102	124	52	61	59
	①量の見込み	250	576	95	159	166	236	553	93	178	149	218	521	91	181	161	210	512	90	183	157	203	506	87	187	155	203	506	87	187	155
結城市	②確保方策	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201
	過不足(②-①)	70	134	1	32	35	84	157	3	13	52	102	189	5	10	40	110	198	6	8	44	117	204	9	4	46	117	204	9	4	46
	①量の見込み	382	727	103	192	229	348	663	102	191	227	338	643	101	191	226	324	617	101	191	225	319	608	99	191	225	319	608	99	191	225
	②確保方策	499	912	104	233	277	506	905	104	233	277	508	903	104	233	277	511	900	104	233	277	512	899	104	233	277	512	899	104	233	277
龍ヶ崎市	過不足(②-①)	117	185	1	41	48	158	242	2	42	50	170	260	3	42	51	187	283	3	42	52	193	291	5	42	52	193	291	5	42	52
	①量の見込み	260	481	68	140	158	240	444	68	138	171	234	434	68	137	169	225	416	67	136	167	228	423	66	136	166	228	423	66	136	166
	②確保方策	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171
	過不足(②-①)	15	46	1	0	13	35	83	1	2	0	41	93	1	3	2	50	111	2	4	4	47	104	3	4	5	47	104	3	4	5
下妻市	①量の見込み	300	585	53	136	144	292	570	53	141	140	273	533	53	141	144	268	523	54	142	144	268	524	54	144	145	268	524	54	144	145
	②確保方策	594	653	80	160	200	561	617	80	154	194	477	571	80	146	182	477	571	80	146	182	477	571	80	152	182	477	571	80	152	182
	過不足(②-①)	294	68	27	24	56	269	47	27	13	54	204	38	27	5	38	209	48	26	4	38	209	47	26	8	37	209	47	26	8	37

	2025 (R7) 年度						2026 (R8) 年度						2027 (R9) 年度						2028 (R10) 年度						2029 (R11) 年度					
	1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳	
常陸太田市	126	484	74	106	143		121	464	71	118	118		116	445	69	114	132		110	421	68	110	128		106	405	65	108	124	
①量の見込み																														
②確保方策	445	579	78	146	167		445	579	78	146	167		445	579	78	146	167		445	579	78	146	167		445	579	78	146	167	
過不足(②-①)	319	95	4	40	24		324	115	7	28	49		329	134	9	32	35		335	158	10	36	39		339	174	13	38	43	
高萩市	72	247	25	72	74		67	243	25	67	59		62	205	25	62	70		60	197	25	60	67		58	190	25	58	66	
①量の見込み																														
②確保方策	80	259	48	74	84		80	259	48	74	84		80	259	48	74	84		80	259	48	74	84		80	259	48	74	84	
過不足(②-①)	8	12	23	2	10		13	16	23	7	25		18	54	23	12	14		20	62	23	14	17		22	69	23	16	18	
北茨城市	267	366	71	107	119		251	348	71	107	124		242	339	71	106	124		228	323	72	106	125		225	322	72	105	124	
①量の見込み																														
②確保方策	365	437	71	113	135		365	437	71	113	135		365	437	71	113	135		365	437	72	113	135		365	437	72	113	135	
過不足(②-①)	98	71	0	6	16		114	89	0	6	11		123	98	0	7	11		137	114	0	7	10		140	115	0	8	11	
笠間市	393	875	121	171	225		372	825	120	185	212		346	769	118	182	221		319	710	115	179	220		317	704	114	175	219	
①量の見込み																														
②確保方策	453	912	123	220	236		425	869	123	223	222		395	812	123	226	239		347	783	121	226	236		346	763	121	226	232	
過不足(②-①)	60	37	2	49	11		53	44	3	38	10		49	43	5	44	18		28	53	6	47	16		29	59	7	51	13	
取手市	550	1,128	139	302	314		549	1,161	153	310	357		553	1,186	162	313	359		566	1,215	166	309	361		581	1,210	171	306	356	
①量の見込み																														
②確保方策	695	1,183	174	306	349		695	1,219	177	316	360		695	1,224	177	317	365		695	1,224	177	317	365		695	1,224	177	317	365	
過不足(②-①)	145	55	35	4	35		146	58	24	6	3		142	38	15	4	6		129	9	11	8	4		114	14	6	11	9	
牛久保市	444	873	154	289	270		390	767	149	282	283		374	736	146	275	257		350	690	143	268	250		342	672	140	263	244	
①量の見込み																														
②確保方策	583	1,102	205	291	345		583	1,102	205	291	345		583	1,102	205	291	345		583	1,101	199	281	335		583	1,101	199	281	335	
過不足(②-①)	139	229	51	2	75		193	335	56	9	82		209	366	59	16	88		233	411	56	13	85		241	429	59	18	91	
つくば市	2,202	5,284	893	1,542	1,743		2,196	5,412	891	1,573	1,735		2,148	5,432	879	1,593	1,734		2,089	5,430	880	1,603	1,729		2,036	5,413	831	1,587	1,720	
①量の見込み																														
②確保方策	3,093	5,474	1,030	1,581	1,726		3,093	5,532	1,054	1,649	1,789		3,093	5,640	1,069	1,687	1,827		3,093	5,640	1,069	1,687	1,827		3,093	5,640	1,069	1,687	1,827	
過不足(②-①)	891	190	137	39	▲17		897	120	163	76	54		945	208	190	94	93		1,004	210	209	84	98		1,057	227	238	100	107	
ひたちなか市	1,329	1,701	190	445	527		1,247	1,706	181	443	497		1,124	1,647	171	439	491		996	1,574	163	433	485		896	1,524	155	427	476	
①量の見込み																														
②確保方策	2,240	1,789	193	491	586		2,240	1,768	190	482	579		2,240	1,768	190	482	579		2,240	1,768	190	482	579		2,240	1,768	190	482	579	
過不足(②-①)	911	88	3	46	59		993	62	9	39	82		1,116	121	19	43	88		1,244	194	27	49	94		1,344	244	35	55	103	
鹿嶋市	323	898	117	209	278		301	845	114	220	264		270	763	114	220	264		258	730	114	216	254		249	708	113	212	249	
①量の見込み																														
②確保方策	625	1,038	133	234	330		637	1,038	133	234	330		637	977	130	222	316		637	977	130	222	316		637	977	130	222	316	
過不足(②-①)	302	140	16	25	52		336	193	19	14	66		367	214	16	2	52		379	247	16	6	62		388	269	17	10	67	

	2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
	2号			3号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号		
	1号	2号	0歳	1歳	2歳	3歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	3歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	3歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	3歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	3歳
潮来市	①量の見込み	36	383	56	100	104	35	372	58	98	105	33	360	60	97	106	32	349	63	95	107	31	336	65	95	108				
	②確保方策	104	425	61	104	121	104	425	61	104	121	104	425	61	104	121	104	425	65	104	121	104	425	65	104	121				
	過不足(②-①)	68	42	5	4	17	69	53	3	6	16	71	65	1	7	15	72	76	2	9	14	73	89	0	9	13				
守谷市	①量の見込み	670	1,167	276	324	366	646	1,128	272	317	371	639	1,119	264	311	363	635	1,110	260	304	355	628	1,097	255	297	348				
	②確保方策	1,315	1,195	257	364	401	1,297	1,222	257	370	407	1,297	1,222	257	370	407	1,297	1,219	257	370	407	1,297	1,219	257	370	407				
	過不足(②-①)	645	28	▲19	40	35	651	94	▲15	53	36	658	103	▲7	59	44	662	109	▲3	66	52	669	122	2	73	59				
常陸大宮市	①量の見込み	89	420	59	93	113	87	409	55	94	108	84	396	54	89	110	80	375	51	86	104	78	366	50	83	101				
	②確保方策	147	512	99	145	170	147	522	99	145	170	147	528	99	145	170	147	528	99	145	170	147	528	99	145	170				
	過不足(②-①)	58	92	40	52	57	60	113	44	51	62	63	132	45	56	60	67	153	48	59	66	69	162	49	62	69				
那珂市	①量の見込み	290	708	98	167	219	278	698	99	186	200	268	673	100	186	223	258	649	101	186	223	255	639	101	186	223				
	②確保方策	340	708	104	186	226	340	698	104	186	226	340	692	104	186	226	340	692	104	186	226	340	692	104	186	226				
	過不足(②-①)	50	0	6	19	7	62	0	5	0	26	72	19	4	0	3	82	43	3	0	3	85	53	3	0	3				
筑西市	①量の見込み	426	1,293	183	324	372	416	1,263	181	323	358	396	1,194	179	322	356	374	1,135	177	318	353	359	1,090	175	313	350				
	②確保方策	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400				
	過不足(②-①)	260	296	22	76	28	270	326	24	77	42	290	395	26	78	44	312	454	28	82	47	327	499	30	87	50				
坂東市	①量の見込み	280	542	83	144	164	265	514	82	142	160	250	484	80	139	156	233	452	80	136	153	228	442	79	135	150				
	②確保方策	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188				
	過不足(②-①)	158	59	0	5	24	173	87	1	7	28	188	117	3	10	32	205	149	3	13	35	210	159	4	14	38				
稲敷市	①量の見込み	109	339	48	84	98	95	298	46	85	101	90	281	45	82	102	88	276	43	79	98	88	276	42	76	96				
	②確保方策	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118				
	過不足(②-①)	196	72	5	23	20	210	113	7	22	17	215	130	8	25	16	217	135	10	28	20	217	135	11	31	22				
かすみがうら市	①量の見込み	103	419	84	111	123	101	408	84	110	125	98	397	84	110	126	95	387	84	109	127	93	376	84	111	127				
	②確保方策	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173				
	過不足(②-①)	92	200	0	26	50	94	211	0	27	48	97	222	0	27	47	100	232	0	28	46	102	243	0	26	46				
桜川市	①量の見込み	109	401	36	71	101	101	373	33	71	91	92	339	31	66	91	83	307	30	61	85	79	291	28	59	79				
	②確保方策	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108				
	過不足(②-①)	85	45	▲5	12	7	93	73	▲2	12	17	102	107	0	17	17	111	139	1	22	23	115	155	3	24	29				

	2025 (R7) 年度						2026 (R8) 年度						2027 (R9) 年度						2028 (R10) 年度						2029 (R11) 年度					
	3号			3号			3号			3号			3号			3号			3号			3号			3号			3号		
	1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳		1号	2号	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	421	1,402	265	413	426		398	1,326	261	407	426		383	1,276	259	401	420		381	1,271	255	397	414		377	1,258	252	392	410	
②確保方策	1,021	1,518	275	432	470		1,021	1,518	275	432	470		1,021	1,499	274	432	470		1,021	1,455	274	437	469		1,021	1,455	274	437	469	
過不足(②-①)	600	116	10	19	44		623	192	14	25	44		638	223	15	31	50		640	184	19	40	55		644	197	22	45	59	
①量の見込み	104	324	48	66	88		91	279	46	62	91		84	257	43	60	87		80	246	41	57	83		78	241	39	53	79	
②確保方策	410	381	42	82	112		410	381	42	82	112		410	381	42	82	112		410	381	42	82	112		410	381	42	82	112	
過不足(②-①)	306	57	▲6	16	24		319	102	▲4	20	21		326	124	▲1	22	25		330	135	1	25	29		332	140	3	29	33	
①量の見込み	88	547	83	104	143		85	532	81	115	126		79	499	79	112	138		72	483	78	110	136		70	477	77	108	133	
②確保方策	307	642	89	142	177		307	642	89	142	177		307	642	89	142	177		307	642	89	142	177		307	588	83	134	165	
過不足(②-①)	219	95	6	38	34		222	110	8	27	51		228	143	10	30	39		235	159	11	32	41		237	111	6	26	32	
①量の見込み	502	798	145	285	227		471	747	143	288	307		489	777	142	283	310		514	816	140	282	309		560	889	137	281	306	
②確保方策	935	966	181	295	308		935	966	181	295	314		935	966	181	295	314		935	966	181	295	314		935	966	181	295	314	
過不足(②-①)	433	168	36	10	81		464	219	38	7	7		446	189	39	12	4		421	150	41	13	5		375	77	44	14	8	
①量の見込み	182	645	99	169	193		156	617	102	191	211		141	619	105	187	226		129	632	107	191	222		124	672	110	196	237	
②確保方策	405	708	109	192	215		405	708	109	192	215		405	708	109	192	226		405	708	109	192	222		405	708	110	196	237	
過不足(②-①)	223	63	10	23	22		249	91	7	1	4		264	89	4	5	0		276	76	2	1	0		281	36	0	0	0	
①量の見込み	98	370	22	75	105		94	357	21	82	93		87	336	21	79	102		84	325	20	76	99		82	319	19	73	94	
②確保方策	450	442	68	92	128		450	442	68	92	128		450	442	68	92	128		450	442	68	92	128		450	442	68	92	128	
過不足(②-①)	352	72	46	17	23		356	85	47	10	35		363	106	47	13	26		366	117	48	16	29		368	123	49	19	34	
①量の見込み	29	164	23	45	41		27	158	23	40	53		26	156	23	40	48		26	158	23	40	47		27	165	23	40	47	
②確保方策	45	208	28	47	62		45	208	28	47	62		45	208	28	47	62		45	208	28	47	62		45	208	28	47	62	
過不足(②-①)	16	44	5	2	21		18	50	5	7	9		19	52	5	7	14		19	50	5	7	15		18	43	5	7	15	
①量の見込み	45	194	45	47	48		41	176	45	53	50		36	154	42	51	54		32	135	42	50	53		32	139	39	48	52	
②確保方策	65	182	22	43	53		65	182	22	43	53		55	164	20	40	46		55	164	20	40	46		55	164	20	40	46	
過不足(②-①)	20	▲12	▲23	▲4	5		24	6	▲23	▲10	3		19	10	▲22	▲11	▲8		23	29	▲22	▲10	▲7		23	25	▲19	▲8	▲6	
①量の見込み	309	522	115	183	208		305	513	112	178	200		310	522	109	173	195		304	512	106	168	190		291	491	103	164	185	
②確保方策	600	548	106	158	175		490	542	106	158	175		370	645	115	166	184		370	654	121	172	190		370	654	121	172	190	
過不足(②-①)	291	26	▲9	▲25	▲33		185	29	▲6	▲20	▲25		60	123	6	▲7	▲11		66	142	15	4	0		79	163	18	8	5	

別掲1

茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

	2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
大子町	①量の見込み	20	94	9	14	32	20	93	9	19	17	17	79	9	19	23	16	75	9	18	23	14	66	9	18	22				
	②確保方策	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50				
	過不足②-①	85	51	0	27	18	85	52	0	22	33	88	66	0	22	27	89	70	0	23	27	91	79	0	23	28				
	①量の見込み	80	116	21	23	29	71	103	20	27	28	64	94	20	26	32	60	87	19	25	30	61	88	18	24	29				
美浦村	②確保方策	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38				
	過不足②-①	120	▲11	▲1	14	9	129	2	0	10	10	136	11	0	11	6	140	18	1	12	8	139	17	2	13	9				
	①量の見込み	417	769	138	202	224	411	758	141	208	243	430	794	144	212	250	436	804	149	217	255	455	839	151	224	260				
	②確保方策	452	727	128	194	233	452	849	149	227	267	452	849	149	227	267	452	849	149	227	267	455	849	152	227	267				
阿見町	過不足②-①	35	▲42	▲10	▲8	9	41	91	8	19	24	22	55	5	15	17	16	45	0	10	12	0	10	1	3	7				
	①量の見込み	12	77	6	15	28	13	84	6	16	19	12	78	5	15	21	12	79	5	14	19	11	70	5	13	19				
	②確保方策	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30				
	過不足②-①	3	13	4	5	2	2	6	4	4	11	3	12	5	5	9	3	11	5	6	11	4	20	5	7	11				
八千代町	①量の見込み	132	211	23	38	66	122	195	23	40	57	108	173	23	39	61	103	164	23	39	61	99	158	22	39	61				
	②確保方策	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120				
	過不足②-①	170	80	26	47	54	180	96	26	45	63	194	118	26	46	59	199	127	26	46	59	203	133	27	46	59				
	①量の見込み	27	55	6	12	12	24	49	6	11	11	22	44	6	10	10	19	40	6	10	9	18	36	6	9	8				
五霞町	②確保方策	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23				
	過不足②-①	131	35	5	14	11	134	41	5	15	12	136	46	5	16	13	139	50	5	16	14	140	54	5	17	15				
	①量の見込み	154	363	45	86	104	145	341	45	98	99	143	336	45	98	112	140	330	45	98	112	144	338	45	98	112				
	②確保方策	160	380	45	90	110	160	380	45	100	110	160	380	45	100	120	160	380	45	100	120	160	380	45	100	120				
境町	過不足②-①	6	17	0	4	6	15	39	0	2	11	17	44	0	2	8	20	50	0	2	8	16	42	0	2	8				
	①量の見込み	36	95	18	31	33	35	92	18	26	28	34	89	18	27	24	31	82	19	27	25	28	76	19	28	25				
	②確保方策	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44				
	過不足②-①	34	33	2	9	11	35	36	2	14	16	36	39	2	13	20	39	46	1	13	19	42	52	1	12	19				

(別表2)

認定こども園 区域ごとの目標設置数

区分	現在の設置数 A				新たな設置数 B				目標設置数 A+B			
	幼稚園 型	保育所 型	幼保 連携型	計	幼稚園 型	保育所 型	幼保 連携型	計	幼稚園 型	保育所 型	幼保 連携型	計
茨城県計	64	23	173	260	2	3	11	16	66	26	184	276
1 水戸市	14	0	6	20	▲ 1	0	1	0	13	0	7	20
2 日立市	1	0	13	14	1	0	1	2	2	0	14	16
3 土浦市	8	0	5	13	0	0	1	1	8	0	6	14
4 古河市	4	1	12	17	0	0	0	0	4	1	12	17
5 石岡市	5	0	2	7	0	0	0	0	5	0	2	7
6 結城市	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
7 龍ヶ崎市	0	0	6	6	0	0	1	1	0	0	7	7
8 下妻市	2	0	0	2	1	2	0	3	3	2	0	5
9 常総市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
10 常陸太田市	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5
11 高萩市	0	1	2	3	0	0	0	0	0	1	2	3
12 北茨城市	4	3	0	7	0	0	0	0	4	3	0	7
13 笠間市	4	0	5	9	0	0	0	0	4	0	5	9
14 取手市	3	0	7	10	0	0	0	0	3	0	7	10
15 牛久市	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	2	3
16 つくば市	2	1	6	9	0	0	0	0	2	1	6	9
17 ひたちなか市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 鹿嶋市	0	0	7	7	0	0	2	2	0	0	9	9
19 潮来市	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	9	9
20 守谷市	1	0	1	2	0	0	1	1	1	0	2	3
21 常陸大宮市	0	3	5	8	0	0	0	0	0	3	5	8
22 那珂市	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
23 筑西市	2	0	21	23	0	0	1	1	2	0	22	24
24 坂東市	0	3	6	9	0	0	0	0	0	3	6	9
25 稲敷市	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
26 かすみがうら市	1	0	2	3	0	0	1	1	1	0	3	4
27 桜川市	0	4	2	6	0	0	0	0	0	4	2	6
28 神栖市	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6
29 行方市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
30 鉾田市	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	3	3
31 つくばみらい市	0	0	4	4	0	1	0	1	0	1	4	5
32 小美玉市	1	0	4	5	0	0	0	0	1	0	4	5
33 茨城町	3	0	4	7	0	0	0	0	3	0	4	7
34 大洗町	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
35 城里町	0	2	2	4	0	0	0	0	0	2	2	4
36 東海村	0	0	3	3	1	0	0	1	1	0	3	4
37 大子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 阿見町	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	2	3
40 河内町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
41 八千代町	3	1	1	5	0	0	1	1	3	1	2	6
42 五霞町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
43 境町	2	0	3	5	0	0	0	0	2	0	3	5
44 利根町	2	1	1	4	0	0	0	0	2	1	1	4

※現在の設置数は令和7年3月31日時点の見込み数

別掲2 茨城県子どもを虐待から守る基本計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代の社会を担うこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、こどもを虐待から守ること（以下「虐待防止」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について定める計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「茨城県子どもを虐待から守る条例」第10条第1項に基づく基本計画であり、虐待防止に関する施策についての基本的方針及び虐待防止に関する目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

なお、計画の期間中においても、関係法令の改正等を踏まえて必要に応じた見直しを行います。

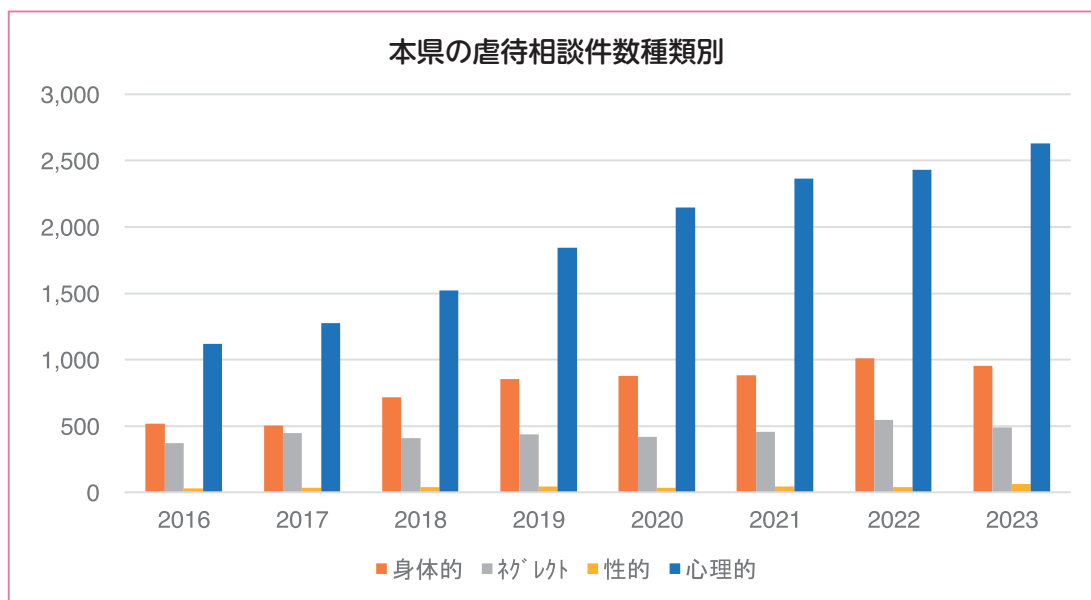
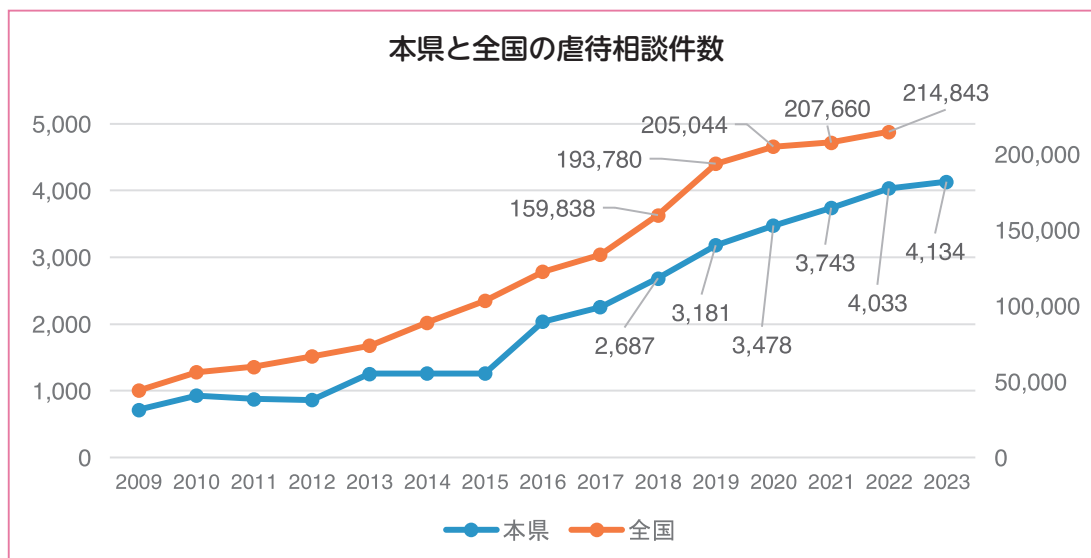
4 他の計画との関係

この計画は、「茨城県こども計画」の一部に位置付け、「茨城県総合計画」との整合を図ります。

第2章 児童虐待の現状と課題

- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022（令和4）年度については214,843件と増加が続いています。
- 本県におきましても、2023（令和5）年度は4,134件となり、対前年比で約2.5%増倍と過去最多となっています。
- その増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、DV事案における心理的虐待の通告の増加等があると考えられます。
- また、児童虐待事案は、年々、複雑化、困難化しており、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しています。
- 児童虐待事案への迅速かつ的確な対応を始め、家庭養育の推進、児童福祉司等の増員や資質向上を含めた児童相談所の体制強化を図ることが重要です。
- 市町村においても、児童虐待防止等のための調査、相談対応及び継続的支援を包括的に

う「こども家庭センター」を設置し、職員の資質向上を含めた体制整備が必要です。



第3章 児童虐待防止に向けた基本方針と取組

1 発生予防、早期発見及び早期対応

【現状と課題】

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、2022（令和4）年度は4,033件、2023（令和5）年度は4,134件となっており、対前年比で約2.5%増と過去最多となっています。

その内訳は、3歳未満の児童が704件で17.0%、3歳から就学前児童が982件で23.8%となり、合わせて約4割を占めています。

さらに、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について【第20次報告】（こども家庭庁）」においては、心中以外の虐待件数のうち、「0歳」の死亡数が全体の44.6%（25人）を占め、その0歳のうち月齢0か月児が60%（15人）を占めています。

これらの背景には、核家族化の進展等により地域のつながりが希薄化した社会において、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性や、子育てに負担を抱える家庭等が増えていることが推測されます。

このため、妊娠期から子育て期までの支援を、市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要です。

【施策展開の方向性】

○ 妊産婦の支援及び産後ケアの充実

全ての妊婦を対象に健康管理手帳を配布し、産後うつや乳幼児についての理解と対応の周知を図ります。

また、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査、産後ケア事業等を推進し、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦など支援を要する妊産婦等の把握と産前や産後における日常の育児に関する介助等に取り組む市町村を支援します。

さらに、予期せぬ妊娠を含む妊娠・子育てに関する相談窓口を設置するとともに、産後間もない産婦に対して訪問による相談事業を実施します。

○ 市町村の包括的な相談支援体制の強化及び家庭支援事業の整備への支援

市町村における母子保健部門と、児童福祉部門を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ包括的に相談支援を行うこども家庭センターを、2029（令和11）年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援するとともに、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。

また、こども家庭センターを中心とした、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援メニューの充実を図る市町村の取組を支援します。

○ 児童虐待の早期発見・早期対応

児童相談所が閉庁している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応し、緊急の対応が必要な事案に対しても迅速な対応を図ります。同時に、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の県民へ周知を図ることにより、早期発見、早期対応を推進します。

また、テキストメッセージだけで相談できる「親子のための相談LINE」を設けるなど、相談しやすい体制を推進します。

○ 児童虐待防止に向けた広報啓発

毎年11月にこども家庭庁が実施する「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」に併せて、「オレンジリボンたすきリレー」、の実施を支援するとともに、県庁舎等をオレンジ色にライトアップするなど、児童虐待防止と社会的養護への理解や普及啓発を図り、県民の意識醸成を図ります。

○ 児童相談所と警察との連携の充実

児童相談所が受け付けた全ての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、こどもの安全の確認及び確保を徹底し、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○ 学校、保育所、認定こども園及び医療機関との連携の充実

学校、保育所、認定こども園及び医療機関については、児童虐待の早期発見が可能であるこ

とから、通告を含む早期対応がなされるよう連携の充実を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
妊娠等相談支援事業	・「いばらき妊娠・子育てほっとライン」における電話・ＬＩＮＥによる相談対応
要支援妊産婦支援体制整備事業	・こども家庭センターにおける要支援妊産婦の早期把握・早期支援の実施 ・乳幼児健康診査を受けていない家庭等への支援 ・育児不安等を抱える保護者への支援 等
児童相談所全国共通ダイヤル	・最寄りの児童相談所につなげることにより、児童虐待の相談等に 24 時間対応
いばらき児童虐待ホットライン	・夜間、休日等を含めた、児童虐待の相談等に 24 時間対応
親子のための相談ＬＩＮＥ	・テキストメッセージアプリによる児童虐待の相談等
県民への広報・啓発	・「オレンジリボンたすきリレー」の開催支援 ・県庁舎等のオレンジ色のライトアップ ・児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」の広報

２ こどもや保護者に対する援助・支援

【現状と課題】

こどもに対しては、こどもが虐待から守られ、安心できる家庭的環境で生活できるよう、年齢や心身の状況に応じて、必要な援助を行うことが重要です。

また、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難な背景にある場合が多く、市町村や関係機関と連携し、孤立させることのないよう包括的な支援を行うことが大切です。

このため、市町村では、身近な相談機関としてこどもや保護者に対する在宅支援を行うことや、また、児童相談所では、専門的な知識や技術を用いた援助や市町村に対する助言や支援を行うことなど、それぞれの役割に応じた取組を進めることが求められます。

近年、児童虐待事案は増加傾向が続くとともに複雑化、困難化しており、市町村や児童相談所においては、職員の増員や専門的知識の習得など組織体制の一層の充実が求められています。

【施策展開の方向性】

○ 市町村の包括的な相談支援体制の強化及び家庭支援事業の整備への支援（再掲）

市町村における母子保健部門と、児童福祉部門を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ包括的に相談支援を行うこども家庭センターを、2029（令和 11）年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援するとともに、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。

また、こども家庭センターを中心とした、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援メニューの充実を図る市町村の取組を支援します。

○ 児童相談所の相談体制強化

こどもや保護者への援助や支援を充実するため、児童福祉司や児童心理司等については、国の基準以上の配置に努めるとともに、指導的役割を担う児童福祉司（スーパーバイザー）の育成・配置を進めます。また、専門性を高める研修を実施するほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図るなど職員の資質の向上を図ります。

さらに、一時保護については、緊急の一時保護の受入先を確保するため、民間団体等による一時保護専用施設の拡充を図ります。

○ 児童家庭支援センターによる指導委託等の促進

児童相談所からの指導委託の他に、市町村の要保護児童対策地域協議会においても、児童家庭支援センターが主たる支援機関とされた場合の支援を行い、地域における相談・支援体制の促進を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
市町村における総合的な支援体制の充実	・ こども家庭センターの設置に対する支援
児童相談所における専門性の確保及び体制の充実	・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置 ・ こども家庭ソーシャルワーカー養成研修への参画
一時保護の体制充実	・ 児童養護施設等における一時保護専用施設の指定
児童家庭支援センターによる支援等の充実	・ 児童家庭支援センターの適切な整備

3 社会的養護の充実

【現状と課題】

児童虐待等の様々な事情により、家庭での養育が困難となったこどもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

具体的には、市町村によるこども家庭センター等による家庭維持のための予防的支援を充実するとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは里親等の中から、こども自身の意向や状況等を踏まえ最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

一方、児童福祉施設においては、里親等が代替養育先として適当でないケアニーズの高いこどもに対応できるよう高機能化を図るとともに、家庭養育優先原則に基づき、できる限り良好な家庭的環境である小規模かつ地域分散化を推進します。

さらに、令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられました。

【施策展開の方向性】○ **家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント体制の充実**

こどもの家庭での養育が困難又は適当でない場合、児童相談所においては、市町村のこども家庭センターとの連携の下、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への支援を優先的に検討します。

○ **里親制度の推進**

里親のリクルート、研修・トレーニング、こどもと里親のマッチング、委託後のフォローアップ等の里親支援業務（フォスタリング業務）について、専門的知識や技術を有する民間団体等に包括的に委託し、里親登録者数の増加や里親の資質向上を図り、要保護児童の受け皿となる里親を確保します。

○ **施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進**

乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、小規模化・地域分散化を推進します。

さらに、専門的ケアを必要とするこどもの養育や、一時保護専用施設の運営、里親を含む在宅家庭への支援など、高機能化及び多機能化等を進め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

○ **こどもの意見聴取など権利擁護の推進**

児童相談所においては、こどもの意見聴取や説明を丁寧に実施するとともに、意見表明等支援事業などを通じ、聴き取ったこどもの意見・意向は、こどもの最善の利益を考慮して支援の方法や内容等を検討します。

【施策目標】

事業・施策	2023（令和5）年度	2029（令和11）年度
里親等委託率	21.6%	70.0%
小規模かつ地域分散化した施設数	20 か所	50 か所
茨城県こどもアドボケイトの認定数	－	30 人

4 市町村及び関係機関との連携及び支援**【現状と課題】**

こどもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し、こどもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから、児童相談所や市町村はもとより、学校や警察等の関係機関と十分に連携の上、対応することが求められています。

また、児童虐待防止には、こどもの所在を的確に把握し支援すること必要であり、市町村及び関係機関との情報共有を図っています。

さらに、本県では、2018（平成30）年1月から児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について、警察との情報提供と共有、活用が行われています。

【施策展開の方向性】

○ 児童相談所と警察との連携の充実（再掲）

児童相談所が受け付けた全ての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○ 市町村における要保護児童対策地域協議会の充実

県内全ての市町村で設置されている要保護児童対策地域協議会において、関係機関が円滑な連携・協力をできるよう、構成機関の職員を対象に、業務上必要な法律や制度の知識習得のための研修を実施します。

○ 地域ネットワーク会議の充実

児童相談所ごとに設置する「地域ネットワーク会議」においては、各担当地域における要保護児童等への適切な支援や国及び県の施策の動向等の情報共有を行い、関係者間の連携強化を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
児童相談所と警察との情報提供及び共有	・ 重篤又は緊急事案の個別の情報提供の実施 ・ 全ての虐待事案の定期的な情報提供の実施
市町村要保護児童対策地域協議会への支援	・ 代表者・実務者・個別ケース検討会議への出席 ・ 調整機関に係る職員への研修の実施
地域ネットワーク会議の開催	・ 児童相談所において、管内市町村対象の会議を開催

5 自立支援の充実

【現状と課題】

児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されたこども達が、社会において自立して生活ができる能力を形成していくことは、社会的養育の重要な目的の一つです。

しかしながら、こどもが施設等から自立する際、保護者等から精神的、経済的な支援を受けられない場合が多いことから、社会で生活するための知識や技術を十分に身に付けられず、また、対人関係の形成に困難を抱えてしまう傾向があることが課題になっています。

このため、施設等を退所したこどもに対し、引き続き、住居の確保や進学、就職を支援していくことが求められています。

【施策展開の方向性】

○ 児童養護施設退所者等の相談支援

児童養護施設等を退所するこどもの社会的自立に向け、入所中及び退所後の相談体制の充実を図る取組などを支援します。

○ 共同生活等による生活援助の充実

児童養護施設等の退所後においても支援が必要なこども等に対しては、共同生活等を通じて、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導や就業の支援を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
社会的養護自立支援拠点事業	・児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学相談体制の充実（社会福祉法人等に委託）
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等に対し、生活費や家賃資格取得等の費用の貸付を実施（県社会福祉協議会に委託）
児童自立生活援助事業	・自立援助ホーム等の住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施
児童養護施設退所者等社会復帰支援事業	・自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を実施

6 児童相談所の体制強化と人材育成

【現状と課題】

国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、引き続き児童相談所における職員体制や、専門性強化等の対策を講じることとされており、また、本県でも、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員の国基準を超える人数を配置することや人材の専門性向上を図ることとされています。

また、本県の児童相談所における相談対応件数は、2013（平成 25）年度以降増加傾向にあり、2023（令和 5）年度は全相談が 7,775 件となり対前年比で約 0.6%の減少となったが、そのうち虐待相談が 4,134 件と全体の約 53%を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、引き続き、児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が必要です。

加えて、本県では 2012（平成 22）年度から福祉職等の専門職の採用を継続的に進めていますが、経験年数の少ない職員が多くを占める状況となっていることから、職員資質向上が課題となっています。

【施策展開の方向性】

○ 児童相談所の相談体制強化（再掲）

こどもや保護者への援助や支援を充実するため、児童福祉司や児童心理司については、国の基準以上の配置に努めるとともに、指導的役割を担う児童福祉司（スーパーバイザー）の育成・配置を進めます。また、専門性を高める研修を実施するほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図るなど職員の資質の向上を図ります。

○ 児童相談所の機能強化

里親委託の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を目的とした児童福祉司の配置や、法的助言等を行うための弁護士を活用など、専門職の配置の充実に努めます。

○ 職員の資質向上

児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し、職員の専門性及び資質向上を図ります。

また、市町村の児童福祉担当職員の資質向上を支援するため、担当職員向け研修を実施しま

す。

○ 業務の平準化、負担軽減

業務マニュアルを整備し、実務や研修における活用により、事務処理能力の向上と効率化を図ります。

また、AIを活用した相談支援記録・判断ツールの導入など、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、業務効率化により児童相談所職員の負担軽減を図り、より良い支援に向けたこどものためのケースワークに集中できる環境整備に取り組みます。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
研修の実施	・ 職員の研修体系の構築 ・ 法定研修・職層別研修の実施 ・ 児童相談所人材育成指針の策定 ・ 市町村対象の研修の実施
業務の適正化・効率化	・ 児童相談所事務取扱要領の見直し ・ 業務マニュアルの作成
AI活用による業務負担軽減	・ 判定ツール、相談記録支援システムの導入

【施策目標】

事業・施策	2023（令和5）年度	2029（令和11）年度
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	22人	30人
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等の受講者数	—	5人

7 調査研究

【現状と課題】

児童相談所においては、児童虐待を含めた児童相談等の状況について統計を作成し、児童虐待の動向等について検討を行っています。

しかしながら、近年の児童虐待事案の要因が複雑化、困難化していることなどを踏まえ、児童虐待の発生要因、児童虐待が児童に及ぼす影響等を様々な側面から分析し、効果的な施策につなげていくことが課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所における児童相談等の統計データを分析し、虐待事案の発生の要因等を的確に把握し、効果的な施策を進めます。
- 調査研究の結果を各児童相談所等で共有し、児童虐待対策等に活用します。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
児童虐待等に係る調査研究	・児童虐待等相談データの集計、分析 ・死亡事例検証結果等を活用した研究 ・特定テーマに関する調査、分析

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理及び評価

【現状と課題】

次代の社会を担うこどもが健やかに成長することができる社会を実現していくためには、本計画に基づく虐待防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

本県では、計画の進行管理や評価を行うとともに、計画目標等の進捗状況について、毎年度本県の公式ウェブサイトで公表します。

【施策展開の方向性】

県は、計画に定める虐待防止に関する施策の実施状況について進行管理を行うとともに、茨城県要保護児童対策地域協議会等において実施状況を報告、評価を行います。

さらに、その評価結果に基づいて、PDCAサイクルによる施策への反映に努めます。

2 計画の実施状況の公表

本計画における施策について、取組状況等を公表することにより県民の児童虐待防止等に対する注意喚起と意識醸成を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
報告及び評価の実施	・茨城県要保護児童対策地域協議会における報告 ・茨城県少子化対策審議会における報告、評価
実施（取組）状況の公表	・毎年度、茨城県公式ウェブサイトにおいて公表

別掲3 茨城県社会的養育推進計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。

また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されたところです。

こうした状況や、これまでの本県の社会的養育に係る取組の成果を踏まえ、本県では、2020（令和2）年3月に策定した既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定することとなりました。

本県における実情を踏まえつつ、こどもの権利やこどもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の現状と課題を整理し、本県における社会的養育の充実に必要な取組を進めていきます。

2 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年とします。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするため、それぞれの施策や取組について数値目標等を設定し、PDCAサイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

また、計画に基づく取組の実施状況や社会的養育を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 他の計画との関係

本計画は、「茨城県こども計画」に位置付け、本文に概要を掲載するとともに、「茨城県総合計画」との整合性を図ります。



第2章 社会的養護の現状と将来推計

1 社会的養護に係る本県の現状

(1) 児童人口の推移と将来推計

本県の児童人口（0～19歳）は、全国的な少子化の流れと同様、減少傾向にあります。また、都道府県別将来推計人口を基に推計したところ、本県の児童人口は、今後さらに減少していくことが見込まれます。

【表1】茨城県の児童人口（0～19歳）の推移

2015（平成27）年	2019（令和元）年	2023（令和5）年
504,708	477,759	439,752

資料：茨城県「茨城県の年齢別人口（茨城県常住人口調査結果）」より作成

【表2】茨城県の児童人口の将来推計

項目	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	46,487	46,128	45,769	45,410	45,052
3歳以上就学前	73,683	72,139	70,596	69,053	67,510
学齢期以降	299,330	292,431	285,532	278,633	271,734
合計	419,500	410,698	401,897	393,096	384,296

（算出方法等）

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」から本県の各年齢の割合を算出し、年齢区分別の人口推計を算出します。（端数については、四捨五入）
- ・ 児童福祉法において、児童の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができるため、20歳未満人口を参考値としています。

(2) 社会的養護に関する児童福祉施設等の現状

本計画では、主に乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホームに関することを取り上げています。

2024（令和6）年4月1日現在、茨城県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が19か所（うち1か所は、東京都入所定員の児童養護施設）、里親登録が443組、ファミリーホームが9か所あります。

(3) 社会的養護の現状

2024（令和6）年3月31日現在、本県では、乳児院63人、児童養護施設497人、里親118人、ファミリーホーム36人の計714人が施設入所又は里親等に委託されています。里親118人とファミリーホーム36人を合わせると計154人となり、里親等委託率は21.6%となっています。

(4) 茨城県社会的養育推進計画の達成状況

本県では、2020（令和2）年3月に「茨城県社会的養育推進計画」を策定し、前期計画期間を2024（令和6）年まで、後期計画期間を2029（令和11）年までとして、里親等委託の推進や一時保護専用施設の設置等の取組を進めてきました。

【茨城県社会的養育推進計画（2020～2029）の前期目標と達成状況】

目標指標		策定時 2019(令和元)年度末	現状値 2023(令和5)年度末	前期目標値 2024(令和6)年度末
里親 委託率	3歳未満	16.2%	11.9%	70.0%
	3歳以上就学前		31.1%	54.0%
	学齢期以上		20.4%	26.5%
	合計		21.6%	35.4%
民間フォostリング機関の 設置数		0 か所	2 か所	5 か所
養育里親の登録数		117 組	337 組	405 組
児童家庭支援センターの 設置数		2 か所	4 か所	3 か所
子ども家庭総合支援拠点		4 市町村	35 市町村	44 市町村 (2022 年度)
小規模グループケア数		42 か所	63 か所	61 か所
地域小規模児童養護 施設数		10 か所	16 か所	21 か所
一時保護専用施設		0 か所	4 か所 (2024 年 10 月)	5 か所

2 代替養育を必要とするこども数の見込み

本計画の取組を検討するに当たり、将来の推計人口をもとに代替養育を必要とするこどもの数を年齢区分別に算出しました。

本県の代替養育を必要とするこども数は、児童人口の減少に伴って、今後減少していくことが見込まれます。

【表3】現に入所措置又は里親等委託されているこども数の児童人口に占める割合

(R6.3.31 現在)

3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計
0.1319% (66/50,039)	0.1723% (133/77,187)	0.1648% (515/312,526)	0.1624% (714/439,752)

※ 端数は四捨五入しています。

【表4】 代替養育を必要とするこども数

	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	61	61	60	60	59
3歳以上就学前	127	124	122	119	116
学齢期以降	493	482	471	459	448
合計	681	667	653	638	623

(算出方法等)

- ・【表2】茨城県の児童人口の将来推計に、上記【表3】の年齢区分別の割合を乗じて算出します。
(端数は四捨五入)

第3章 社会的養育推進に向けた基本的方針と施策

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組

令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられました。

本県においても、児童相談所による意見聴取等措置を適切に実施するとともに、本県の実情を踏まえた意見表明等支援事業を実施するなど、こどもの権利擁護の取組を推進します。

【現状と課題】

- ・施設に入所している、又は里親に委託されているこどもに対しては、児童相談所から「子どものための権利ノート」により、権利擁護や意見表明について年齢に応じた説明を行っています。
- ・児童相談所では、施設に入所しているこどもを対象に、適時、訪問調査を実施し、施設生活、学校生活、家族交流の様子を聞き取り、権利擁護や今後の処遇方針の見通しについて説明を行っています。
- ・被措置児童等の虐待の防止を図るため、各施設の基幹的職員を対象に、職員の援助技術向上や組織的な運営体制を整備するための研修を実施しています。また、児童福祉施設の団体が実施する研修に講師を派遣するなど、被措置児童等虐待防止の取組を支援しています。
- ・被措置児童等への虐待の疑いについて把握した場合、県青少年家庭課と児童相談所は協力してこどもの安全確認を行い、事実を的確に把握するための調査を実施しています。また、事実確認や必要な措置を講じた場合には、茨城県社会福祉審議会へ報告し、意見を聴取した上で、必要に応じて、施設等に対して改善指導を行っています。
- ・児童福祉審議会におけるこどもからの申立てによる審議、調査の仕組みの構築など、こどもの権利擁護に係る環境整備を行っています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所は、今後も引き続き、こどもの意見聴取や説明を丁寧を実施するとともに、聴取した意見・意向は、児童相談所の援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して支援の方法や内容等を検討します。

- 意見表明等支援事業については、関係団体と連携し、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員（アドボケイト）の確保及び派遣先の充実に努めます。
- 被措置児童等虐待の防止については、施設職員や里親向けの各種研修を実施するとともに、虐待事案を確認した場合は、こどもの安全確保を迅速に行い、再発防止のための改善指導を徹底します。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
茨城県こどもアドボケイトの認定数	－	30人

2 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組

（1）市町村の相談支援体制の整備に向けた支援・取組

令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

【現状と課題】

- ・ 前回の社会的養育推進計画（計画期間2020～2024の前期計画分。以下「前回計画」という。）における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2022)
子ども家庭総合支援拠点	4市町村	35市町村	44市町村

- ・ 目標未達成の要因としては、特に規模の小さい市町村において人的・財政的資源の制約等から整備が進まなかったことから、他市町村の拠点の設置・運営に関する優良事例の知見の共有や財政的支援が重要です。
- ・ 今後については、前述のとおり「こども家庭センター」制度へ移行したことから、市町村における同センターの設置等について支援します。
- ・ 2024（令和6）年5月現在、44市町村のうち、28市町村においてこども家庭センターが設置されています。
- ・ 児童相談所では、子育て家庭やこどもへの相談支援体制を担う市町村職員を対象に、専門的な人材育成のための研修を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 2029（令和11）年度末までに、こども家庭センターを全ての市町村で設置されるよう支援します。
- こども家庭センターを中心とし、児童相談所、医療機関、学校、保育所、警察等の関係機

関と十分に連携して、要保護児童対策地域協議会などの地域ネットワークを活用して、支援が必要な家庭やこどもを一体的、継続的に支援し、児童虐待の予防の取組を強化します。

- 児童相談所は、市町村の専門的な人材育成のための研修を引き続き行うとともに、市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、情報共有等を適切に行うなど、市町村との連携体制を強化します。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
こども家庭センターの設置数	－	44 市町村

（2）市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組

令和4年改正児童福祉法においては、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が市町村の事業として創設され、既存事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業）とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

【現状と課題】

- ・虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築する必要があります。

【施策展開の方向性】

- 市町村において在宅支援等の支援メニューが充実できるよう、児童福祉施設と連携し、施設の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行います。
- 市町村から里親やファミリーホームに対する子育て短期支援事業（ショートステイ）の委託を推進します。

（3）児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化され、こどもに関する相談を受けるとともに、児童相談所や市町村からの委託により、支援を必要とする家庭やこどもに対する指導などの業務（以下「指導委託」という）を行うことができます。

【現状と課題】

- ・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
児童家庭支援センターの設置数	2 か所	4 か所	3 か所

- ・2023（令和5）年において、目標を上回る4か所の設置を達成しており、地域における相談・支援体制の充実を図っています。
- ・2023（令和5）年度の児童相談所からの指導委託の実績は22件であり、児童相談所の児

児童虐待相談件数が増加している中、更なる指導委託の実施や、児童相談所や市町村との連携強化が求められています。

【施策展開の方向性】

- 児童家庭支援センターと児童相談所及び市町村との密接な連携を図り、更なる指導委託の実施を推進します。
- 児童家庭支援センターの整備については、今後の虐待相談対応件数の推移、既存のセンターの事業実施状況、地域の実情等を踏まえ検討します。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	22 件	40 件

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によると、令和4年度に発生した児童虐待による死亡事例（心中以外）のうち、約半数（44.6%）を0歳児が占め、さらにその多く（60.0%）を月齢0か月児が占めています。こうした現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する支援の取組を推進します。

【現状と課題】

- ・ 県では、全ての妊婦を対象とする健康管理手帳を作成し、市町村を通じて配布することで、産後うつや乳幼児についての理解と対応について周知しています。
- ・ 県では、予期せぬ妊娠を含む妊娠・子育てに関する相談窓口を設置するとともに、「助産師なんでも出張相談事業」において、産後間もない産婦に対する相談事業を実施しています。
- ・ 産後うつの予防や新生児への虐待を予防する観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査、産後ケア事業等を推進し、支援を要する妊産婦等の把握と日常の育児に関する支援等に取り組む市町村を支援しています。
- ・ 児童虐待の予防や早期発見のため、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する市町村を支援するため、支援を要する妊産婦等の情報共有や支援の方向性を検討するための関係機関との連絡会議の開催や、市町村や保健所の保健師等を対象とした相談対応技術等の技術向上を図る研修を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的、かつ、包括的な支援を提供できる体制を構築するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けた市町村の取組を促進します。
- 令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な支援を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられたことを踏まえ、本県における支援ニーズ等の把握に努めます。
- 特定妊婦等に対する支援は、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、市町村をはじめとした関係機関との連携が不可欠であり、今後も、関係者との連絡会議や研修の実施等を通じて、連携を図ります。

4 一時保護機能の充実強化

(1) 一時保護の体制整備

児童福祉法第 33 条の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、こどもの安全確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、本県が設置する一時保護所に保護し、又は児童福祉施設や里親等に一時保護を委託することができます。

【現状と課題】

- ・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2024.10)	目標 (2024)
一時保護専用施設	0 か所	4 か所	5 か所

- ・目標未達成の要因としては、児童養護施設等において、一時保護専用施設を運営するための職員の確保に課題を抱え、予定どおりに開設できない事例がありました。
- ・中央児童相談所に併設されている一時保護所は、男子学齢児(12名)及び女子学齢児・幼児(12名、6名)の2つのユニット構造になっています。
- ・児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加と一時保護期間の長期化に伴い、児童養護施設等への一時保護委託が大幅に増加しています。2023(令和5)年度の一時保護件数は、児童福祉施設等での一時保護委託が423件となっており、一時保護所で保護した215件を大きく上回っています。

【施策展開の方向性】

- 一時保護が必要なこどもの行き場がなくなることがないように、十分な受け皿の確保に努めます。
- 虐待を受けたこどもや不適応行動があったこどもを保護し、行動観察や短期入所指導を効果的に行うために、一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等を行い、一時保護所の機能強化を図ります。
- 安定した一時保護の受入れ体制を整備するため、地域の実情を踏まえ、一時保護専用施設の設置を推進します。
- 家庭養育優先原則を踏まえるとともに、こどもの様々な事情に応じた個別ケアを推進する観点から、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めます。

【整備目標】

項目	現状値 2023(令和5)年	目標値 2029(令和11)年
一時保護施設の定員数 (一時保護専用施設含む)	44人 (県一時保護所30人・ 一時保護専用施設14人)	65人

(2) 一時保護におけるこどもの最善の利益

【現状と課題】

- ・ 児童相談所では、一時保護されたこどもに対し、こどもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関してこどもの年齢や理解に応じた説明を行っています。
- ・ 一時保護所では、第三者評価を実施し、外部評価を踏まえ、こどもからの意見をくみ取る仕組みをマニュアル化し運用しています。
- ・ 一時保護中のこどもは、学校へ通学できないことが多いなど、学習権の保障の問題が指摘されています。
- ・ 一時保護期間は、2019（令和元）年度の 27.9 日に対して、2023（令和 5）年度が 33.0 日と約 5 日延びており、一時保護期間の長期化が課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、今後も定期的に第三者評価を実施し、こどもの最善の利益を優先した養育や支援に努めます。
- 意見表明等支援員（アドボケイト）を確保し、一時保護所や一時保護専用施設等に派遣する意見表明等支援事業を実施し、こどもの意見が適切に表明される仕組みを構築します。
- 一時保護中のこどもでも、個々のケースに応じて、学校への通学が適切であると判断できる場合は、市町村等の関係機関と連携し対応します。
- 児童相談所は、一時保護の期間ができるだけ短くなるよう、個々のケースに応じて、迅速かつ丁寧なアセスメントを実施します。

5 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、こどもの心身の成長や発達には重要であることから、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

具体的には、市町村のこども家庭センター等による家庭維持のための予防的支援を充実するとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所の措置を行います。

【現状と課題】

- ・ 各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施しています。
- ・ 社会的養護経験者インタビュー調査では、施設入所措置が長期間であった社会的養護経験者から「施設に長くいる子は、ずっと大人数で見守られながら生活してきている。急に少人数になるのは難しいと思う」「里親には行きたくなかった」との意見がありました。
- ・ 乳児院から入所が続くなど、施設への入所措置期間の長期化が見込まれるこどもについては、

こどもの継続的な育ちの場を保障するため、特に里親への委託を優先したケースワークが必要です。

【施策展開の方向性】

- 家庭復帰が難しい場合には、親族等による養育や特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期間の措置を防ぐとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親への委託を優先したケースマネジメントに努めます。
- パーマネンシー保障に必要な判断・支援が行えるよう、研修の実施等により児童相談所職員の資質向上を図ります。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

【現状と課題】

- ・ 里親や施設で生活するこどもの家庭復帰等を目的に、要保護児童対策地域協議会等を通じて市町村や関係機関との情報共有と連携を密にし、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を行っています。
- ・ 児童相談所では、市町村で保護者支援プログラム（ペアレントトレーニング）が実施できるよう、市町村職員に対し養成研修を実施し、2019（令和元）年度の14市町村から、現在は県内全44市町村で保護者支援プログラムが実施されています。

【施策展開の方向性】

- 親子関係再構築のための支援には、多くの資源等の調整役である市町村の役割が重要であることから、今後も、切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子ニーズ等について市町村に適切に情報提供し、市町村が策定するサポートプランに反映するなど、関係機関との役割分担のもと、連携体制を強化します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 保護者が不在で、かつ他に養育できる親族等がない場合や、家族再統合が極めて困難であるなど場合など、長期的に実親の養育が望めないこどもには、特別養子縁組等を検討しています。
- ・ 2024（令和6）年4月1日現在、全国で22か所の事業所が許可を受けて、養子縁組あっせん事業を実施しています。本県には、1か所の民間あっせん機関（2018（平成30）年10月1日許可）があります。
- ・ 民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けた方が支払う手数料を一部補助し、養親希望者の負担を軽減することで、民間あっせん機関の取組を支援しています。

【施策展開の方向性】

- 長期的に実親の養育が望めない場合について、積極的に特別養子縁組等の検討を行います。
- 今後も、民間あっせん機関と連携し取組を支援することで、特別養子縁組等の普及促進を図ります。

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親等委託が必要なこども数の見込み

虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となったこどもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等委託を推進していくことが求められています。

本県は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援に取り組み、2029（令和11）年の里親委託率の目標を70%と設定し、里親委託等が必要なこども数を見込んでいます。

なお、「里親等委託が必要なこども数」及び「里親等委託率」の数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために、必要な取組を計画的に進めるものです。個々のこどもに対しては、児童相談所において家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分に踏まえたアセスメントを実施し、その結果やこどもの意見・意向等を勘案した上で、こどもの最善の利益の観点から具体的な措置を行います。

【表1】現に里親等委託されているこども数及び里親等委託率の2023（令和5）年度末実績

3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計
8（11.9%）	41（31.1%）	105（20.4%）	154（21.6%）

【表2】里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率の目標

項目	2025年 （令和7）	2026年 （令和8）	2027年 （令和9）	2028年 （令和10）	2029年 （令和11）
3歳未満	19 （31.1%）	25 （40.2%）	30 （50.0%）	36 （59.2%）	41 （69.7%）
3歳以上就学前	54 （42.7%）	61 （49.1%）	68 （55.7%）	74 （62.6%）	81 （69.9%）
学齢期以降	175 （35.5%）	210 （43.5%）	244 （51.9%）	279 （60.8%）	314 （70.1%）
合計	248 （36.4%）	296 （44.4%）	342 （52.4%）	389 （61.0%）	436 （70.0%）

（算出方法等）

- ・2029（令和11）年の里親等委託率を70%とし、「代替養育を必要とするこども数」に、70%を乗じて2029（令和11）年の里親等委託が必要なこども数を算出します。
- ・2023（令和5）年度末実績と、2029（令和11）年の里親等委託が必要なこども数を基に、各年（2025～2028年）の里親等委託が必要なこども数を算出します。（端数は四捨五入）

【現状と課題】

- ・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標		策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
里親委託率	3歳未満	16.2%	11.9%	70.0%
	3歳以上就学前		31.1%	54.0%
	学齢期以上		20.4%	26.5%
	合計		21.6%	35.4%

- ・目標未達成の要因としては、実親の里親制度に対する理解が十分浸透していないことや、里親と子ども双方の希望がかみ合わないミスマッチなどが挙げられます。

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現状と課題】

- ・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
民間フォスティング機関の設置数	0 か所	2 か所	5 か所

- ・目標未達成の要因としては、事業区域を児童相談所の管轄ごとに「中央、日立、鉾田地区」と「土浦、筑西地区」2つの区域に分け、それぞれにフォスティング機関を設置して委託したことによるもので、県内全域のフォスティング業務は円滑に執行できています。
- ・各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施しています。
- ・乳児院から入所が続くなど、施設への入所措置期間の長期化が見込まれる子どもについては、こどもの継続的な育ちの場を保障するため、特に里親への委託を優先したケースワークが必要です。
- ・2022（令和4）年から、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の包括的な里親支援（フォスティング）業務を民間団体に委託しています。
- ・フォスティング業務を行う民間フォスティング機関は、各児童相談所に加え、里親支援専門相談員が配置されている乳児院・児童養護施設と緊密に連携し、一体となって里親委託を推進しています。
- ・これらの取組を通じて、2020（令和2）年度には17.4%であった里親等委託率が、2023（令和5）年度には4.2%ポイント増の21.6%となるなど、本県の里親等委託率は増加傾向にあるものの、全国平均（25.2%）と比べて低い状況にあります。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、里親委託

を優先したケースマネジメントを徹底します。

- 里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所と民間フォスティング機関で共有することで、里親委託の推進を図ります。
- 民間フォスティング機関の取組状況や課題を検証し、里親支援センター制度を活用している自治体の取組等も参考に、本県の実情を踏まえた里親支援業務の実施体制を検討します。

(3) 必要な里親・ファミリーホーム数の確保

【現状と課題】

・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
養育里親の登録数	117 組	337 組	405 組

- ・ 目標未達成の要因としては、里親候補者は戸籍上の親子関係を築く「養子縁組」を希望する者が多く、里子と実親の親子再統合を目指した一定期間だけ養育する「養育里親」に対する理解が十分に浸透していないことが推測されます。社会的養護を担う公器としての養育里親に対する理解促進・啓発が重要です。
- ・ 2024（令和6）年3月31日現在、本県には、養育里親337組、専門里親12組、養子縁組里親224組（うち148組は養育里親と重複）、親族里親18組が登録されており、里親登録数の合計は443組となっています。
- ・ また、実際に児童が委託されている養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は2024（令和6）年10月現在81組であり、登録されている里親の数に占める割合は24.0%となっており、里親の意向等（養子縁組希望、性別や年齢の希望など）から実際の里親委託に結びついていない現状にあります。
- ・ 今後、里親等委託を推進するためには、代替養育を必要とするこどもを幅広く受け入れることができる養育里親、ファミリーホームを中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保する必要があります。
- ・ 本県では、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するとともに、「里親支援専門相談員」を配置する県内20か所の乳児院及び児童養護施設、児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を「里親支援機関」に指定し、協働してセミナーの開催等による里親制度の普及啓発活動を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 児童の養育に係る専門性や経験を有する乳児院及び児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら、里親制度の普及活動やリクルート活動を実施し、代替養育を必要とするこどもを幅広く受け入れることができる養育里親、ファミリーホームを中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保します。
- 里親登録に必要な研修では、養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修内容を充実するとともに、未委託里親向けの研修では、養育のためのスキルアップを図り、委託につながるよう研修方法や内容について必要な検討を行います。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
養育里親、専門里親、養子縁組里親、 親族里親の里親登録数	443 組	700 組
ファミリーホーム数	9 か所	15 か所

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込

2024（令和6）年3月31日現在、施設入所しているこども数は560人です。今後人口減少に伴う代替養育を必要とするこども数の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加により、施設入所こども数は減少していくことが見込まれます。

【表1】施設で養育が必要なこども数の見込

項目	2025 年 (令和7)	2026 年 (令和8)	2027 年 (令和9)	2028 年 (令和10)	2029 年 (令和11)
3歳未満	42	36	30	24	18
3歳以上就学前	73	63	54	45	35
学齢期以降	318	272	227	180	134
合計	433	371	311	249	187

(算出方法等)

- ・各年の「代替養育を必要とするこども数」から「里親等委託が必要なこども数」を減じて得た数により算出しています。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

今後、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加等により、施設に入所するこどもの数は減少していく見込みですが、ケアニーズの高いこどもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性は今後も増大することが見込まれます。

社会的養護経験者インタビュー調査では、「自分が反抗期のときに、相当大変だったと思うけど、自分の意見や思いをぶつけられた」「真摯に受けとめてくれた」「担当の職員がいなかったら、自分がどうなっていたか分からない」との意見がありました。

本県では、施設の役割・機能を縮小させるのではなく、施設がこれまで培ってきた養育のノウハウや専門人材を活かし、地域の社会的養育を支える拠点として、これまで以上に専門的な役割を担ってもらうための取組を支援します。

【現状と課題】

- ・「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
小規模グループケア数	42 か所	63 か所	61 か所
地域小規模児童養護施設数	10 か所	16 か所	21 か所

- ・目標未達成の要因としては、地域小規模児童養護施設を設置するための土地購入・建物工事等の費用、配置職員の確保等の問題があったと考えられます。施設整備の補助事業の実施を継続するとともに、賃貸物件の活用を促進していくことが重要です。
- ・「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアは、2024年（令和6）年3月31日現在、児童養護施設10施設20か所設置されています。
- ・近年の児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が増加し、児童養護施設等への一時保護委託数は、2019（令和元）年の333件に対して、2023（令和5）年は423件と約1.3倍に増加しています。
- ・本県では、一時保護の増加に伴い、施設に対する一時保護委託数が増加していることから、児童養護施設での一時保護専用施設の設置を推進しており、2024年（令和6）年10月1日現在、児童養護施設4施設で一時保護専用施設を運用しています。
- ・里親委託を推進するため、里親支援業務を包括的に実施する民間フォスティング機関を県内の乳児院や児童養護施設等が協働で受託し、各施設が培ってきた経験や専門性を活かした里親支援業務を実施しています。
- ・各施設では、施設機能を活かし、地域の市町村と連携し、地域のニーズに応じて子育て短期支援事業（ショートステイ）等の家庭支援事業を市町村から委託を受けて実施しています。

【施策展開の方向性】

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の下、代替養育を必要とするこども数に対して十分な里親・ファミリーホーム数を確保するとともに、保護が必要なこどもの行き場がなくなることを防ぐよう、施設を含めた社会的養護の受け皿を確保します。
- 特に、施設での養育を必要とするこどもに対しては、できる限り家庭的で高機能化された養育環境の下に、専門的なケアが求められていることから、乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化を推進します。
- 各施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組が進むよう、制度変更等の国の動向、市町村の家庭支援事業の実施状況等の情報を共有するとともに、各施設の計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行い、個々の実情を把握し、適切な助言・支援を行います。
- 一時保護が必要なこどもに対して適切な支援が行えるよう、一時保護件数の推移を見極めつつ、児童養護施設における一時保護専用施設の設置促進を図ります。
- 民間フォスティング機関の取組状況や課題を検証し、里親支援センターの設置等、本県の実情を踏まえた里親委託推進体制を検討します。

- 施設の基幹的職員に対する研修を実施し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等に必要の職員の資質向上を図ります。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
小規模かつ地域分散化した施設数	20 か所	50 か所

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

（1）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

義務教育を終了し、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された児童等（退所等理由が家庭復帰や措置変更を除く。以下、「退所者等」という。）は、2023（令和5）年度実績は53人であり、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間の平均は約56人です。

また、こどもを入所させ、共同生活による生活指導や就業支援などの相談援助を行う児童自立生活援助事業の支援を受けている者は、2024年（令和6）年10月1日時点で40人です。

本県における自立支援を必要とする社会的養護経験者等の人数については、退所者等と児童自立生活援助事業の支援を受けている者を合わせた数とし、毎年138人程度で推移していくものと見込んでいます。

【表1】自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（単位：人）

項目		2025年 （令和7）	2026年 （令和8）	2027年 （令和9）	2028年 （令和10）	2029年 （令和11）
退所者等	退所後1年目	56	56	56	56	56
	同2年目	28	28	28	28	28
	同3年目	14	14	14	14	14
児童自立生活援助事業対象者		40	40	40	40	40
合計		138	138	138	138	138

（算出方法等）

- ・退所者等は、今後も56人程度で推移していくと見込んでいます。
- ・56人の退所者等は、退所後概ね3年間支援を継続し、1年目は全員が自立支援を必要とし、1年経過するごとに半減すると仮定して積算しています。
- ・児童自立生活援助事業の支援を受けている者の数は、今後も40人程度で推移していくと見込んでいます。

（2）社会的養護経験者等の自立に向けた取組

社会的養護の下で育ったこどもは、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合があります。

社会的養護経験者インタビュー調査でも、「とうとう施設を出るときが来たのかと不安だっ

た。これから先どうなるのだろうと思った」「これから食事をどうしようとか不安だった」「金銭感覚がわからなくて不安だった」との意見がありました。

支援を必要とする社会的養護経験者等の個別の状況を踏まえ、必要な情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う体制の充実が求められています。

【現状と課題】

- ・里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置は、原則 18 歳までですが、進学や就労したものの生活が不安定で継続的な支援が必要であると考えられる場合は、本人の意向等を確認し、必要に応じて措置を延長しています。
- ・児童養護施設等に入所中のこどもに対する就職に必要な資格取得費用や、児童養護施設等を退所して就職又は大学等に進学した者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。）に対する家賃、生活費の貸付けを行っています。
- ・児童養護施設等に入所しているこどもに対して、就業促進のための運転免許取得費用の一部助成を行っています。
- ・一方、社会的養護経験者インタビュー調査では、「大学に入る費用を考えたら、大学に行くのは現実的ではないと思った」との意見がありました。
- ・児童養護施設を運営する社会福祉法人に、社会的養護自立支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を委託し、児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学継続に向けた入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図っています。
- ・社会的養護経験者インタビュー調査でも、「施設退所前に、拠点事業職員を紹介されて、退所後は、3 か月に 1 回くらい状況確認に来てくれて相談できた。すごく安心することができた」との意見がありました。
- ・2024（令和 6）年 10 月 1 日現在、児童自立生活援助事業を行う自立援助ホームは、県内に 7 か所あります。

【施策展開の方向性】

- 令和 4 年改正児童福祉法により、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことを踏まえ、措置解除後も自立支援が必要な者に対し、住み慣れた、安心して過ごせる場所における継続した自立支援を推進します。
- 児童養護施設等を退所するこどもの社会的自立に向け、入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。
- 社会的養護自立支援拠点事業を委託している社会福祉法人と連携し、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情を把握するとともに、施設退所者等に対する自立支援施策について、当事者であるこどもたちに広く周知する仕組み等について、必要な検討を行います。
- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の推移を見極めつつ、自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和 5）年	目標値 2029（令和 11）年
児童自立生活援助事業の入所定員	36 人	65 人

9 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・国では、2022（令和4）年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることとしています。
- ・本県においても、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員について、国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。
- ・また、本県の児童相談所における相談対応件数は、2013（平成25）年度以降増加傾向にあり、2023（令和5）年度は全相談件数が7,775件となり、その内虐待相談が4,134件と全体の約半数を占めています。
- ・特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、児童福祉司等の増員や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化が必要です。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所において、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、里親等委託の推進や、市町村の相談支援の強化等を図るため、職員の確保を進めていくと同時に、特に、新たに確保した児童福祉司等については経験が浅いことから、研修の機会を設けることで成長の機会を確保していくとともに、指導的役割を担う中堅職員（スーパーバイザー）を育成するなど、職員の資質向上に積極的に取り組み、組織体制の充実を図ります。
- AIを活用した相談支援記録・判断ツールの導入など、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めることで、業務効率化により児童相談所職員の負担軽減を図り、より良い支援に向けたこどものためのケースワークに集中できる環境整備に取り組めます。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	22人	30人
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	—	5人

10 障害児入所施設における支援

障害児入所施設は、被虐待児童が入所することもあり、社会的養護を担う重要な施設です。障害児入所施設においても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

【現状と課題】

- ・2024（令和6）年10月現在、福祉型障害児入所施設は県内に7か所あり、このうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設はありません。

【施策展開の方向性】

- 障害児入所施設においては、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、国の動向や制

度変更等の情報を共有するとともに、個々の実情を把握し、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進します。

別掲2、及び別掲3に係る用語解説

用 語	解 説
児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の規定においては、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいいます。 ・ 身体的虐待 ・ 性的虐待 ・ ネグレクト（養育の怠慢・拒否） ・ 心理的虐待
身体的虐待	「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」 (例) ・ 打撲傷、アザ、骨折、頭部外傷、タバコによる火傷を負わせる。 ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く。 ・ 乳幼児を激しく揺さぶる。 ・ 戸外に締め出す。 ・ 意図的にこどもを病気にする。等
性的虐待	「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」 (例) ・ こどもと性交や性的な行為をする。 ・ こどもに性器や性交を見せる。 ・ こどもの身体に触ったり、身体を触らせたりする。 ・ わいせつな写真などの被写体になる事を強要する。等
ネグレクト （養育の怠慢・拒否）	「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」 (例) ・ 食事が不十分、衣服・住居が著しく汚いなど、子供の健康を損なう状況に置く。 ・ 重大な病気でも病院に連れて行かない。 ・ こどもの意思に反して登校させない。 ・ 乳幼児を車や自宅に放置する。 ・ 保護者以外の同居人による虐待を放置する。等
心理的虐待	「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」 (例) ・ 「死んでしまえ」、「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言を吐く。 ・ 他のきょうだいと著しく差別する。 ・ 配偶者への暴力（DV）をこどもの目の前で行う。 ・ 他のきょうだいに虐待を行う。等

用 語	解 説
社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
社会的養育	社会がこどもの養育に対して、保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全てのこどもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」だけでなく、市区町村が行う地域における子育て支援施策全般も含まれます。
代替養育	社会的養護のうち、こどもを保護者と分離し、里親や施設による養育を行うことです。
パーマネンシー保障	社会的養護を受けるこどもに対して、「永続的な家族」、すなわち「継続的な養育を行い、生涯にわたって変わらない居場所と、情緒的な結びつきを保つ家族」を実現しようとする理念です。 この理念に基づくケースマネジメントは以下のとおりです。 ①まずは、親子分離をしないための予防的支援による家庭維持、又は迅速な家庭復帰に最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合に、 ②親族による養育（親族里親）、さらには特別養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合に、 ③里親・ファミリーホームへの委託や、児童福祉施設等への措置を検討します。 ④また、一度代替養育を開始しても、その時点から家庭に対する支援を最大限行い、家庭復帰を目指す、又は親族等による養育や特別養子縁組の検討を継続します。
家庭養育優先原則	こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを原則とし、家庭での養育が困難な場合、すなわち代替養育が必要となった場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」となるよう必要な措置を講じ、それも適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置を講じる、という養育環境を決定する際の考え方です。 家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントは以下のとおりです。 ① まずは、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援します。 ② 家庭における養育が適当でない場合、こどもが養子縁組・里親・ファミリーホーム（「家庭における養育環境と同様の養育環境」）において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じます。 ③ ②の措置が適当でない場合、こどもが施設において地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア（「できる限り良好な家庭的環境」）で養育されるよう、必要な措置を講じます。 （児童福祉法第3条の2）
里親	代替養育先の一つ。保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育する人を指します。 里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親があります。
養育里親	保護者がこどもを引き取れるようになるまで、又はこどもが自立するまでの一定期間養育する里親です。所定の研修を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。

用 語	解 説
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親です。 養育里親の要件に加え、養育里親として3年以上の委託児童の養育を経験し、専門里親研修を修了する必要があります。
養子縁組里親	養子縁組によって、こどもの養親になることを希望する里親です。
親族里親	親や監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院などにより、こどもを養育できない場合に、祖父母などの親族が里親としてそのこどもを養育する場合の里親です。
ファミリーホーム	養育里親である養育者の住居（ファミリーホーム）において、こども5～6人の養育を行うもので、養育里親を大きくした里親型グループホームです。 小規模住居型児童養育事業ともいいます。
児童養護施設	代替養育先の一つ。保護者のいないこどもや、虐待などの理由により保護者が養育することが適当でないこどもを入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。
乳児院	代替養育先の一つ。家庭での養育が困難である乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
福祉型障害児入所施設	代替養育先の一つ。障害のあるこどもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。なお、これらの福祉サービスと併せて治療を行う施設を「医療型障害児入所施設」といいます。
意見聴取等措置	児童福祉法 33 条の 3 の 3 において、都道府県知事又は児童相談所長は、里親委託、施設入所等の措置や、一時保護を行う場合等は、こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置（意見聴取等措置）をとらなければならないと規定されています。
意見表明等支援事業	上記の児童相談所等の意見聴取等の対象となっているこども等を対象に、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。
子どものための権利ノート	こどもの権利について、こどもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子です。こどもを里親への委託したときや、施設に入所したときにこどもに配付し説明しています。
被措置児童等虐待	施設職員等が被措置児童等に行う虐待行為をいいます。 「施設職員等」とは、ファミリーホームに従事する者や里親とその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所の職員等をいいます。 「被措置児童等」とは、ファミリーホーム及び里親に委託され、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所に入所しているこどもをいいます。

用 語	解 説
こども家庭センター	市町村の母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を実施するとともに、虐待への予防的な対応を始めとする相談支援体制の強化を図ることを目的として、市町村が設置に努めることとされた機関です。 家庭支援事業をはじめとする具体的な支援を届けていくための中核的機能を有します。
家庭支援事業	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年改正児童福祉法において、以下の6つをまとめて「家庭支援事業」と総称することとなりました。 ①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業、④子育て短期支援事業、⑤養育支援訪問事業、⑥一時預かり事業 また、市町村は、家庭支援事業の利用が必要と認められた者について、その利用を勧奨しなければならない、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、事業による支援を提供することができます。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習支援や食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行う事業です。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱える保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業です。
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する様々な問題について、こどもに関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う機関です。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。
妊産婦等生活援助事業	家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等について、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべきこどもの養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行う事業です。

用 語	解 説
一時保護専用施設	児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施する施設です。
特別養子縁組等	特別養子縁組と普通養子縁組のこと。 ・特別養子縁組 実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）と新たな親子関係を結ぶものです。 ・普通養子縁組 実親との法的な親子関係を終了しないままの養育になります。
フォスタリング業務 （里親支援業務）	里親支援業務のことを指します。里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の里親支援業務です。原則は都道府県の業務として位置付けられています（児童福祉法第11条第1項第2号ト）が、都道府県以外の団体に委託することができます。
フォスタリング機関	一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関です。
民間フォスタリング機関	都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関です。
里親支援機関	里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、里親支援事業の一部又は全部を行う主体として都道府県知事から指定された機関です（都道府県からの委託の有無は問わない）。それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援事業を行います。
里親支援センター	一連のフォスタリング業務を包括的に行う「フォスタリング機関」であり、また、里親及び里親に養育されるこども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とした児童福祉施設で、令和4年改正児童福祉法により新たに規定されました。
小規模かつ地域分散化した施設	地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを指し、最大でも6人以下のこどもとケアワーカーが生活単位を構成します。
社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整等を行う事業です。
児童自立生活援助事業	義務教育を終了（中学校を卒業）したこどもなどを対象に、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う事業です。 事業の実施場所により、以下の類型があります。 (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 共同生活を営む住居（自立援助ホーム） (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 児童養護施設等 (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホーム又は里親の居宅

用 語	解 説
児童福祉司	児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員で、こどもの福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行います。
児童心理司	児童相談所に配置される心理の専門職員で、こどもの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。また、各種心理療法を行い、課題の解決を支援します。
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉分野における人材の専門性の向上を図る観点から創設された資格であり、虐待を受けたこどもの保護等の専門的な対応について十分な知識・技術を有し、一定の実務経験のある有資格者や現任者が国の基準を満たす研修や試験を経て取得できます。

(こども家庭庁ウェブサイト等から作成)



目標指標一覧

施策	指標名	現状値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
施策 1	将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査（児童、生徒質問調査）」)	15 位	10 位
施策 2	里親委託率 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	21.6%	70.0%
	高等職業訓練促進給付金の受給者数 (こども家庭庁「母子家庭の母等の就業実績等調査」)	240 件	300 件
	小規模かつ地域分散化した施設数 (茨城県調査)	20 箇所	50 箇所
	県内のこども食堂の数 (認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ調査)	183 箇所	546 箇所
	こども家庭センターを設置する市町村数 (こども家庭庁調査)	—	44 市町村
施策 3	妊娠・出産について満足している者の割合 (こども家庭庁「乳幼児健康診査問診回答状況」)	87.3% (2022 年度)	92.3%
	待機児童数 (4.1 現在) (こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」)	5 人	0 人 (2025 年度)
施策 4	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査（生徒質問調査）」)	15 位	10 位
	小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	62.0%	100%
施策 5	県の結婚支援事業による成婚数（経年累計） (茨城県調査)	2,790 組	3,690 組
施策 6	県内企業の 1 か月当たり所定外労働時間数 (厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」)	10.1 時間	7.1 時間
	6 歳未満のこどもを持つ世帯の夫の家事・育児時間 (1 日当たり) (総務省「社会生活基本調査」)	85 分 (2021 年度)	114 分 (2026 年度)
	放課後児童クラブの実施箇所数 (茨城県調査)	1,167 箇所	1,237 箇所

※太字は主要指標

こども・若者に関する主な相談窓口

◇子どもホットライン https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/index.html 電話 029-221-8181	
◇いばらき子ども SNS 相談 https://pref.ibaraki.coco-chaport.jp/	
◇いじめ・体罰解消サポートセンター https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/index.html	
◇いばらき虐待ホットライン 電話 0293-22-0293 https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/ppage631100000.html	
◇児童相談所虐待対応ダイヤル 電話 189（いちはやく）※地域の児童相談所へ繋がります。	
◇親子のための相談 LINE https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seisyonen/jido/oyakonosoudann.html	
◇ヤングケアラーの相談窓口一覧 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/carer/c-yc/soudan.html	
◇青少年と保護者のための相談窓口一覧 https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/pichiran.html	
◇いばらき妊娠・子育てほっとライン https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth02_03/	
◇いばらき妊活・不妊オンライン相談 https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01_4/	
◇不妊専門相談センター https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01_01_05/xs=_MAwLEmH76wHX/	
◇流産・死産を経験された方の相談窓口 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/syousika/guri-hukea.html	
◇相談窓口（茨城県記載箇所） https://www.cfa.go.jp/children-inquiries/ibaraki	

※県及び国のホームページ URL（2025 年 3 月現在）を掲載しています。

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課

〒 310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-3261

HP <https://www.pref.ibaraki.jp/>



茨城県